

【趣旨】

- ・計画期間は平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間。
- ・計画前期5年の社会状況の変化や取組実績を踏まえて中間見直しを実施。
- ・特に環境指標（数値目標）、個別施策（各課取組）を検証・評価し、後期5年間の計画として再構築。
- ・各分野にまたがり重複している施策は統合し、組織改編なども反映。

【全体を通じた修正】

- ・第5章から第9章において、各章に定めた基本方針ごとに関係するSDGsのアイコンを標記。

【章別の主な修正内容】

●第1章「計画の基本的事項」

- 第3節 計画の基本的事項（1）計画の期間
⇒中間見直しに伴い計画後期の記述に修正

●第2章「環境に係る国・県の動向」

- 第1節 環境に係る国・県の動向（1）環境政策全般の動向
⇒国連が推進するSDGs（持続可能な開発目標）や国の第5次環境基本計画で提唱された地域循環圏構想に関して追記。
- 第1節 環境に係る国・県の動向（2）自然共生地域づくり
⇒県の動向として、生物多様性ぎふ戦略の改定について記載
- 第1節 環境に係る国・県の動向（4）低炭素地域づくり
⇒2050年時点での二酸化炭素排出量実質ゼロとする菅首相の所信表明演説などの近年の国の動向に修正
⇒パリ協定の目標を考慮しまとめられた、国の地球温暖化対策計画や長期低炭素ビジョン、長期エネルギー需給見直しなどを追記
⇒県の動向として、岐阜県地球温暖化対策実行計画及び岐阜県次世代エネルギービジョンの改定について記載

●第3章「中津川市における環境の現状」

- 第1節 概況（3）人口
⇒令和2年（2020年）3月改定の中津川市人口ビジョンの推計データに更新
- 第2節 自然共生に関する現状と課題
⇒本年度改正した中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の内容に触れ、令和3年（2021年）4月から地上に設置する発電出力10kw以上の太陽光発電事業は全て届出が必要となることを記載。

○第3節 循環（廃棄物関係）に関する現状と課題

⇒平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までの当市のごみ排出量の実績及び受け入れ量に関する図表を掲載。

平成29年度（2017年度）に実施したごみの有料化の結果、有料化前と比較してごみの量が減少。

○第4節 低炭素（エネルギー等）に関する現状と課題

⇒市全体の温室効果ガス排出量の推移は、基準年（2012年度）比で多少増加。

産業部門での増加によるもので生産が堅調であることの影響。

運輸・業務・家庭の3部門は基準年より減少。

本市の温室効果ガス排出量に対する森林の二酸化炭素吸収量の割合は13%程度を推移。

○第5節 安全安心な環境に関する現状と課題

⇒各河川の水質（生物化学的酸素要求量：BOD）、苦情受付件数に関する最新の図を掲載。

大気環境は、光化学オキシダント以外で環境基準を達成。

河川環境は、BODについては環境基準が設定されているすべての河川で基準を達成。

苦情処理件数は野焼きや水質汚濁、不法投棄を中心に増加傾向。

○第7節 計画前期の施策の評価

⇒施策体系ごとに定められた、全ての環境指標（計34指標）の動向を取りまとめた表を掲載。

・ 事業完了	(◎印)	1 指標	
・ 目標を上回る水準で推移	(○印)	6 指標	
・ 着実に改善	(□印)	15 指標	
・ 目標達成に向け要改善	(△印)	11 指標	
・ 指標、目標の再検討	(×印)	1 指標	※この動向を参考に環境指標を見直し

○第8節 地域の課題まとめ

⇒市民アンケート調査の結果、「市に取り組んでほしいと考える環境施策」として回答割合が高いものは、次のとおり。

《上位10位までの施策》

- ・ 1位 40.1% イノシシ、サル、クマなどによる鳥獣害対策の推進
- ・ 2位 31.3% 森林や里地里山の整備と保全
- ・ 3位 24.8% 河川環境の整備と保全
- ・ 4位 24.5% ごみの不法投棄や野焼きなど廃棄物問題への対策
- ・ 5位 21.8% 悪質な開発行為への対策
- ・ 6位 18.4% 便利で災害にも強い未来型のスマートシティの構築
- ・ 7位 17.8% 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭など公害問題への対応
- ・ 8位 15.2% オオキンケイギクなど外来生物問題への対応
- ・ 9位 14.9% 資源ごみのリサイクル等に関する取組
- ・ 10位 13.2% 太陽光や小水力、バイオマスなど再生可能エネルギーや蓄電池の導入支援

《参考：市民アンケート調査の施策分野ごとの結果》

- ・第三次中津川市環境基本計画の中間見直しにあたり、今後の環境政策の方向性を考えるため「環境政策に関する市民アンケート調査」を実施
- ・15歳以上の市内在住者2,000人を対象に行い、667人が回答。
- ・各質問の項目毎の得票数から、各項目の満足度と必要度を点数化し、偏差値を算出。
- ・満足度と必要度を示すグラフに各項目の偏差値をプロットし、今後取り組むべき施策を見える化。

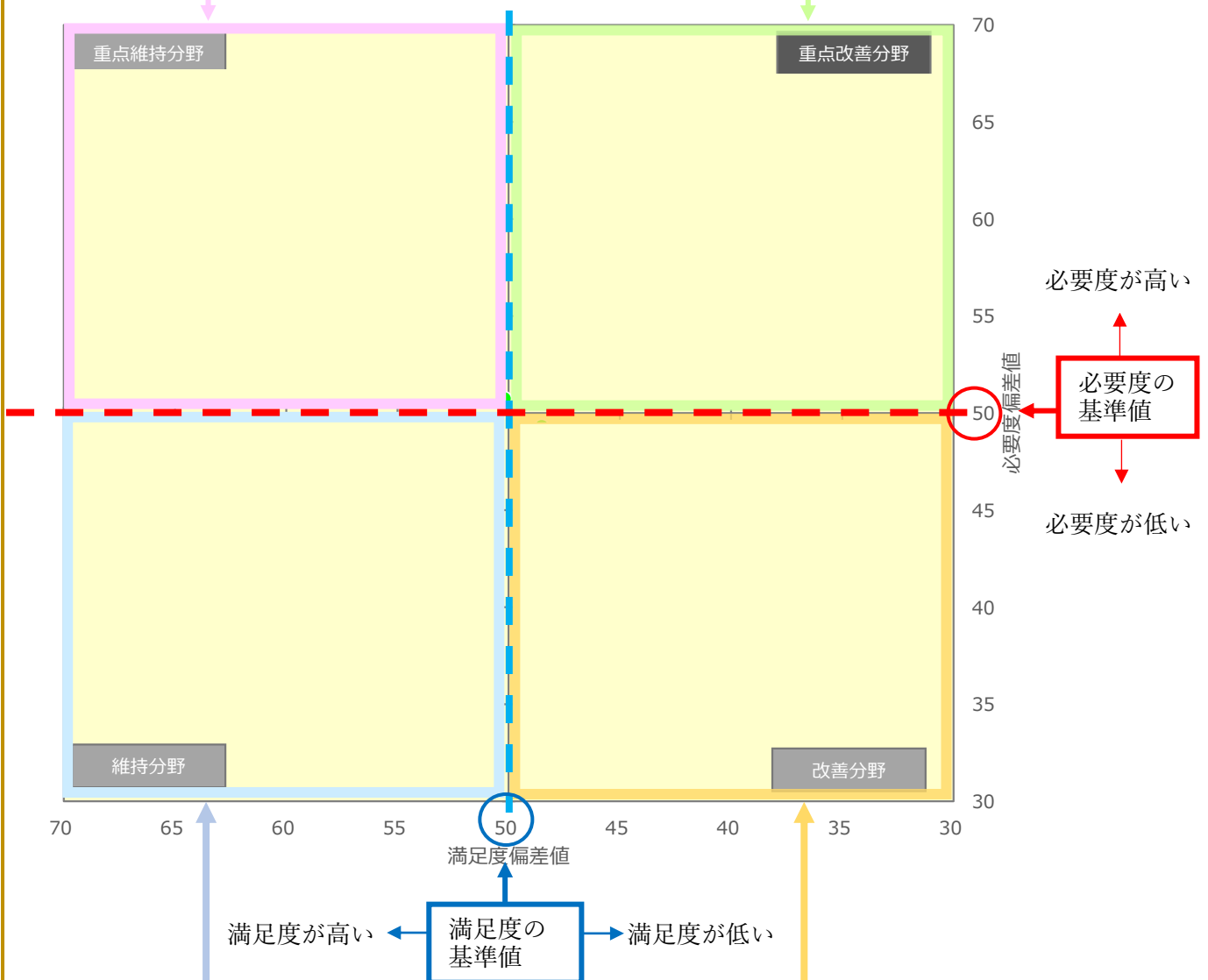
【市民アンケート調査結果を分析したグラフの見方】

重点維持分野

必要度が高い取組で、満足度も高い状態。
引き続き力を入れて取り組むべき項目。

重点改善分野

必要度が高い取組にも関わらず満足度が低い。
今後、優先的に力を入れ取り組むべき項目。



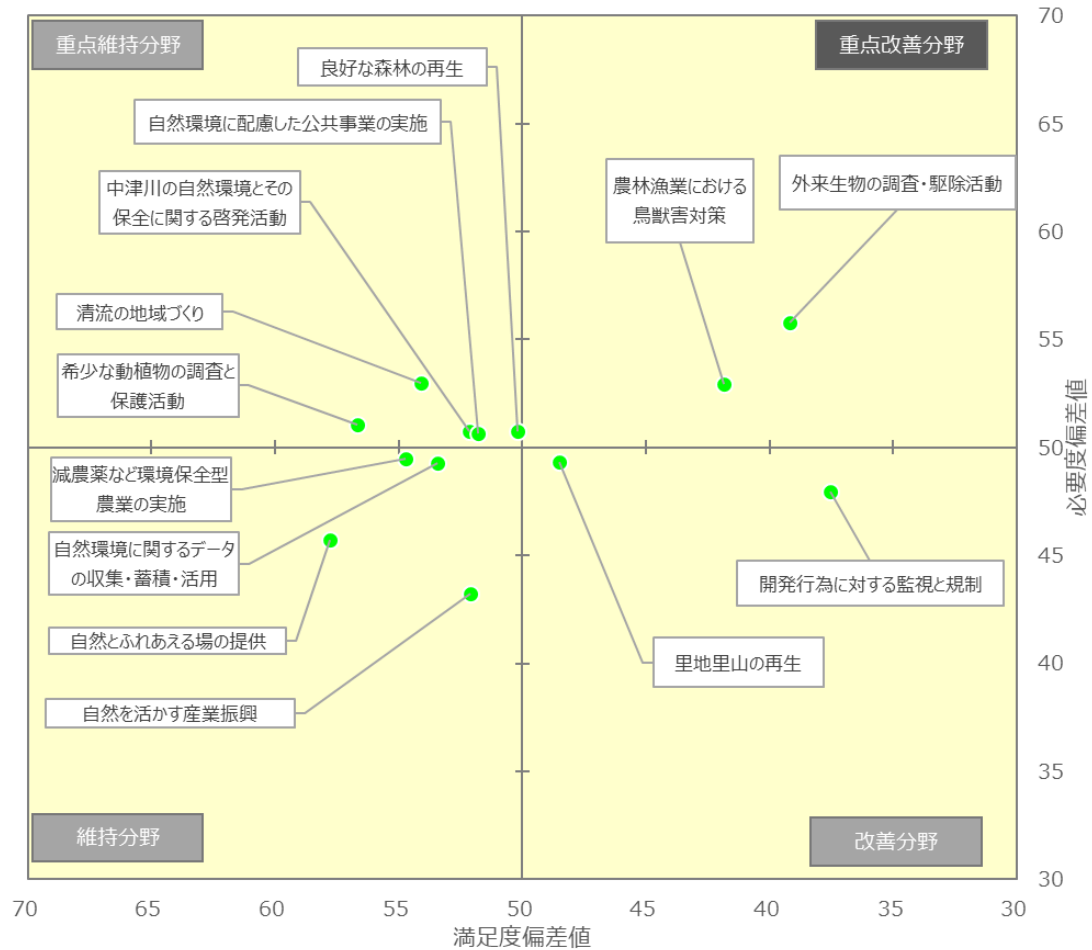
維持分野

必要度が低いが、市民の満足度は高い。
引き続き維持していきたい項目。

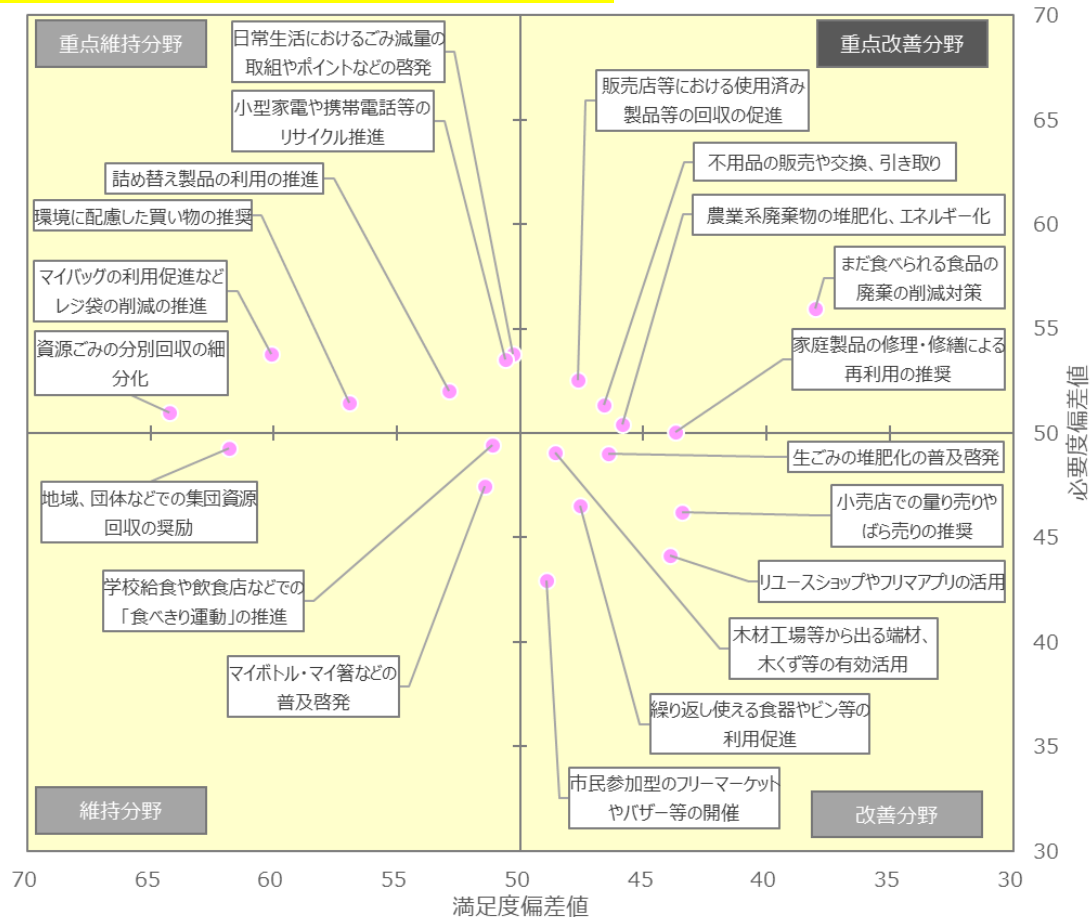
改善分野

必要度が低く、市民の満足度も高くない。
重要課題ではないが将来的に取り組みたい項目。

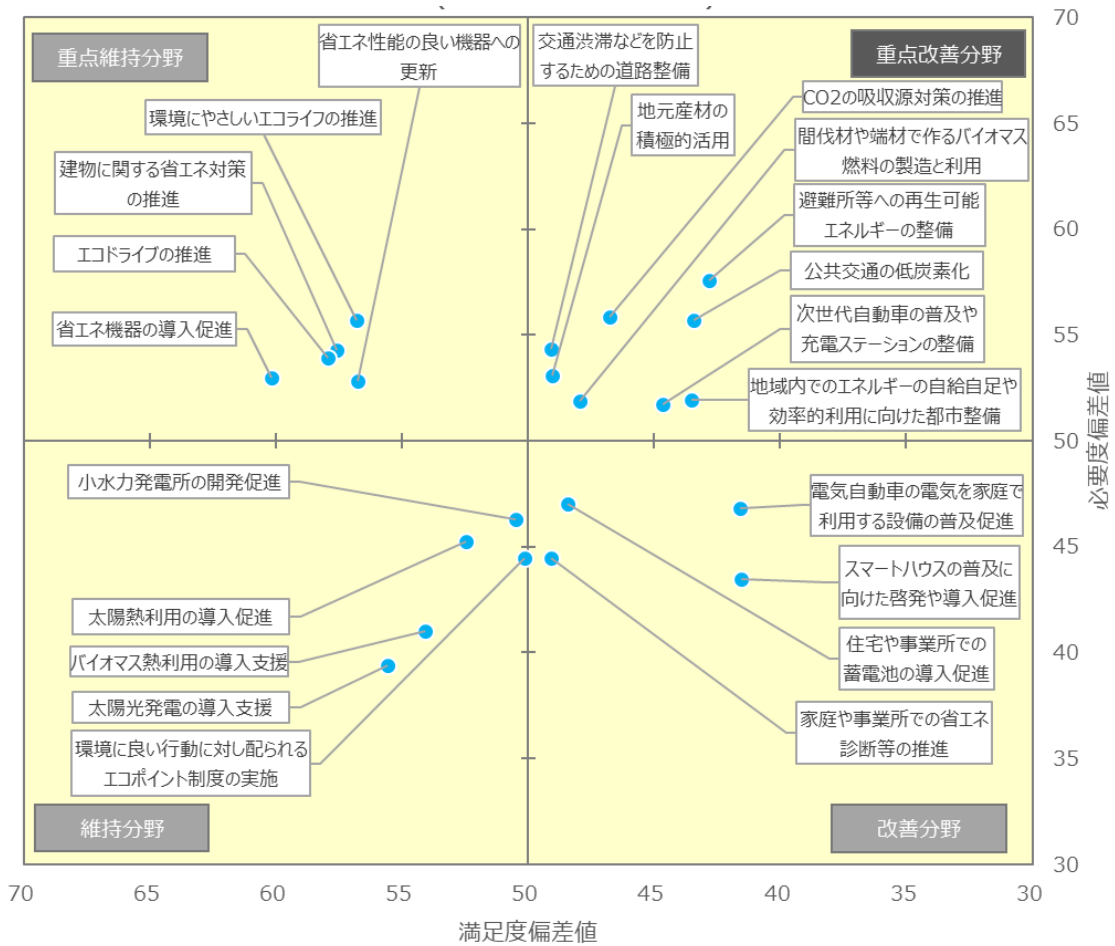
○自然共生地域づくりに係る項目の満足度と必要性



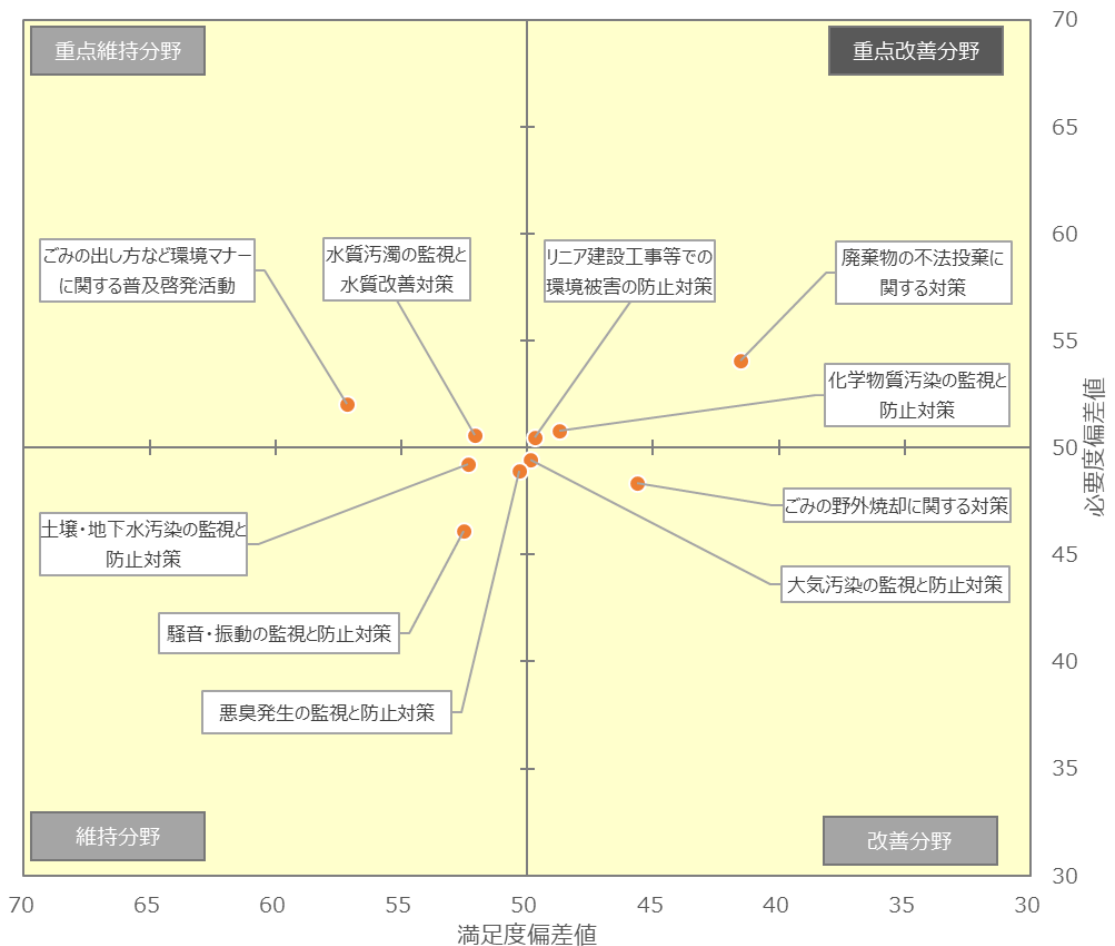
○循環型地域づくりに係る項目の満足度と必要性



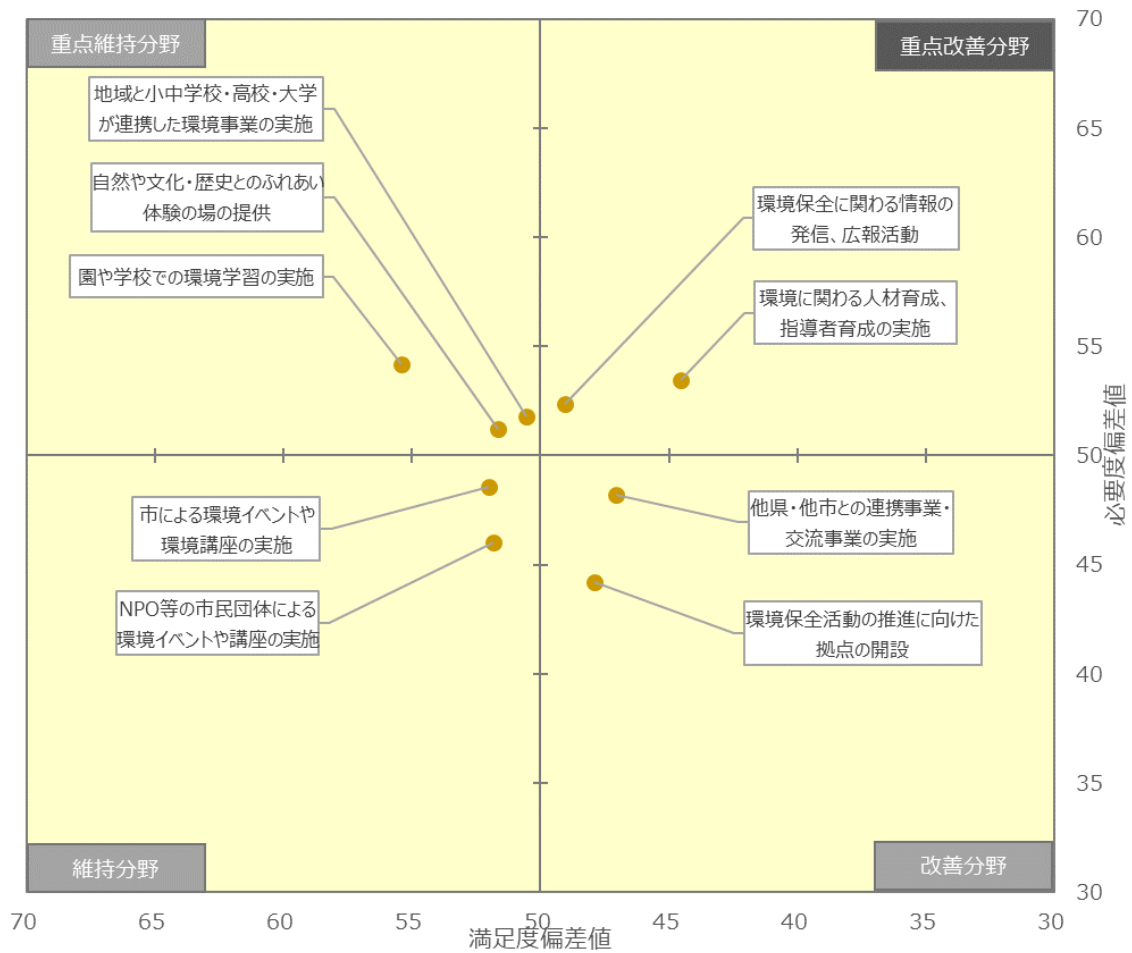
〇低炭素地域づくりに係る項目の満足度と必要性



〇安全安心な環境づくりに係る項目の満足度と必要性



○環境保全に向けた人づくりに係る項目の満足度と必要性



●第4章から第9章（5本の柱ごとの施策について）

○環境指標の見直しについて

- ・本計画は、5つの柱、16の基本方針で構成され、指標数は34件。
- ・今回の見直しでは、「継続 21件」、「上方変更 7件」、「下方変更 4件」、「完了 1件」、「廃止 1件」を予定。見直し後の指標数は32件。

5本の柱	指標数	指標数の内訳				
		継続	変更		完了	廃止
基本方針			上方	下方		
自然共生地域づくり	7	3	2	2	0	0
自然を守る仕組みを作る	1		1			
自然を調べ理解する	2	2				
自然を保全する	3	1		2		
自然を活用する	1		1			
循環型地域づくり	5	1	4	0	0	0
ごみ減量の推進	2		2			
3Rの推進	1		1			
環境に配慮した適正処理・処分	1		1			
地域資源の循環的活用	1	1				
低炭素地域づくり	8	3	1	2	1	1
エネルギーの効率的な利用促進	3	1	1			1
再生可能エネルギーの導入促進	3	1		1	1	
交通の低炭素化	1			1		
森林による二酸化炭素の吸収源対策	1	1				
安全安心な環境づくり	7	7	0	0	0	0
健康で安全な環境づくり	3	3				
快適で安心な環境づくり	4	4				
環境保全に向けた人づくり	7	7	0	0	0	0
環境人材の育成とネットワークづくり	4	4				
多様な主体による環境教育・環境学習の推進	3	3				
	34	21	7	4	1	1

◆見直し内容

《上方変更》

- 1) 自然環境保全参加人数** (旧) 延べ550人以上/年 → (新) 延べ1000人以上/年
⇒最終年の木育や河川環境学習の対象となる園児・児童数にあわせ修正。
- 2) エコリズムツアー参加人数** (旧) 30人/年 → (新) 150人/年
- 3) 総ごみ排出量/年** (旧) 26,736t/年 → (新) 26,130t/年
- 4) 家庭ごみ排出量/年** (旧) 20,460t/年 → (新) 19,217t/年
- 5) 集団資源回収量/年** (旧) 3,473t/年 → (新) 3,665t/年
- 6) 最終埋立量/年** (旧) 2,150t/年 → (新) 2,053t/年
⇒2)～5)は、令和2年3月策定した一般廃棄物処理基本計画の目標値にあわせ修正。
- 7) 行政の温室効果ガスの削減** (旧) 24,491t-CO2/年 → (新) 19,897t-CO2/年
⇒目標は達成したが、さらに令和元年度実績から毎年1%の削減を目指して修正。

《下方変更》

- 1) 特定外来生物の分布区域数** (旧) 100ヶ所以下 → (新) 350ヶ所以下
⇒駆除活動により一定の効果はあったが、新たな自生箇所の見みもあり減らない状況。
今後、発見以上に減らしていくことを目標として、目標値を修正。

2) 外来種駆除ため池件数

(旧) 13ヶ所(累計) → (新) 9ヶ所(累計)

⇒県のため池の整備計画に合わせた取組であり、毎年実施から隔年実施となったため修正。

3) 住宅用太陽光発電システム補助件数

(旧) 2,300件(累計) → (新) 2,200件(累計)

⇒補助申請件数が減少傾向にあるが、引き続き市民ニーズもあることから修正。

今後はエネルギー利用の効率化及び災害対策の観点から蓄電池等の導入支援を検討する
(市民アンケートも踏まえて)。

4) EV・PHVの普及台数

(旧) 2,800台(累計) → (新) 710件(累計)

⇒購入価格が高額なこともあり、当初目標に遠く及ばなかった。計画前期での普及台数193台を基に計画後期はこれまでの2倍程度の普及台数386台の普及を見込み修正。

《完了》

1) 小水力発電所開発件数 5件(累計)

⇒目標値を達成したため完了。

《廃止》

1) 市全域の年間消費電力 夏季15%以上削減/冬季6%以上削減

⇒電力の自由化に伴い、市民・事業者の電力購入先を把握することが不可能となったため廃止。

○個別施策の見直しについて

- ・本計画での個別施策は、5つの柱、16の基本方針に基づき、全部で165件。
- ・今回の見直しは、「継続 100件」、「変更 34件」、「統合 24件」、「廃止 3件」、「完了 4件」、「新規 3件」を予定。見直し後は137件。

5本の柱	施策数 (新規除く)	指標数の内訳					
		継続	変更	統合	廃止	完了	新規
基本方針							
自然共生地域づくり	41	18	12	10	1	0	2
自然を守る仕組みを作る	13	2	4	7			2
自然を調べ理解する	6	3	1	1	1		
自然を保全する	12	7	4	1			
自然を活用する	10	6	3	1			
循環型地域づくり	36	24	5	5	0	2	1
ごみ減量の推進	10	7	2			1	
3Rの推進	10	7	3				
環境に配慮した適正処理・処分	10	6		3		1	1
地域資源の循環的活用	6	4		2			
低炭素地域づくり	30	21	4	3	1	1	0
エネルギーの効率的な利用促進	9	3	1	3	1	1	
再生可能エネルギーの導入促進	8	7	1				
交通の低炭素化	9	8	1				
森林による二酸化炭素の吸収源対策	4	3	1				
安全安心な環境づくり	35	19	10	5	0	1	0
健康で安全な環境づくり	26	13	8	4		1	
快適で安心な環境づくり	9	6	2	1			
環境保全に向けた人づくり	23	18	3	1	1	0	0
環境人材の育成とネットワークづくり	15	12	2	1			
多様な主体による環境教育・環境学習の推進	8	6	1		1		
	165	100	34	24	3	4	3

◆主な見直し内容

《廃止》

1) 自然環境基礎情報調査の実施

⇒自然環境の情報を岐阜県GISマップで管理する計画だったが、希少植物の分布など非公開の情報や特定外来生物の分布などの数量が多い情報は管理が難しいため廃止。

2) 木造産直スマートハウスの開発

⇒県主導で実施していた取組だが、現状は県事業が凍結状態で研究会等の活動も行われておらず、市内での開発の動きも止まり、見通しが立たない状況のため廃止。

3) こどもエコクラブ活動の推進

⇒国の事業として全国的に取り組まれていたが、現在では国の事業から外れて内容が縮小し、市全体の施策として推進する意義がなくなったため廃止。

《完了》

1) ごみ処理手数料有料化の取組

⇒平成29年度に有料化を開始したため完了。

2) 新衛生センターの建設

⇒中津川市汚泥処理センターが、令和元年（2019年）12月に供用開始したため完了。

3) チャレンジ25地域づくり事業の実施

⇒国の地球温暖化対策の事業として熱輸送システムの実証などに取り組んだが、令和元年度（2019年度）に実証期間が満了したため完了。

4) ぎふクリーン農業推進事業の推進

⇒岐阜県のぎふクリーン農業推進事業が終了したため完了。

《新規》

1) 子どもたちへの林業・木工体験活動の推進

2) 林業・木材関連産業の次世代を担う人材育成

⇒1)と2)は、令和元年より制度化された国の森林環境譲与税を活用し、中津川市森の担い手構想の取組として令和元年度（2019年度）より開始。

3) し尿処理におけるリン回収と肥料化

⇒令和元年（2019年）12月に供用開始した中津川市汚泥処理センターでは、処理工程で生成するリンを回収し肥料化する取組を実施。令和3年（2021年）4月以降に肥料の販売を開始予定。

《変更》 ※ここでは特に重要な取組のみを紹介

【旧】大規模な太陽光発電工事の適切な実施 ⇒ 【新】事業用太陽光発電等による乱開発防止

⇒小規模な太陽光発電開発に関する地域とのトラブルを防止するため、「中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を改正し、令和3年4月から地上に設置する全ての事業用太陽光発電開発を対象に説明会の開催や地域との協定の締結を義務付けたことに伴って取組の名称と概要を修正し、担当課も管理課から環境政策課へ変更。

●第11章「計画の進行管理」

⇒効率的な推進体制の確保に向けて推進体制図などを修正。

環境保全審議会については、施策の実施状況の評価に加えて、市民・事業者・市民団体等の代表者からの提言の場として位置付ける。